

山陰海岸国立公園計画概要

平成28年3月

鳥取県

山陰海岸国立公園地域・地区別面積一覧表

地種区分 県名	特別保護地区	特 別 地 域							普通地域		合 計		海城公園		普通地域		合 計		
		地区	第1種	第2種	第3種	小計	(陸域)	(陸域)	地区	※	(海域)※	(海域)※	地区	※	(海域)※	(海域)※	地区	※	(海域)※
鳥取県	169 (11.1)	27 (1.8)	1,228 (81.0)	55 (3.6)	1,310 (86.4)	37 (2.5)	1,516 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	431 (7.1)	180 (3.0)	2,333 (38.5)	2,952 (48.7)	5,465 (90.2)	165 (2.7)	6,061 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	— (—)	148 (12.3)	1,016 (84.2)	23 (1.9)	1,187 (98.4)	19 (1.6)	1,206 (100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	600 (6.8)	355 (4.1)	4,577 (52.1)	3,030 (34.5)	7,962 (90.7)	221 (2.5)	8,783 (100)	10,103 (21.1)	37,869 (78.9)	47,972 (100)									

※海城は国の所有に属する公有水面であり、原則に面積を表示することはできないため、山陰海岸国立公園全体の面積を示している。

1. 山陰海岸国立公園地域・地区別所有別面積一覧

地種区分 県名	特別保護地区	特 別 地 域														普通地域		合 計		
		第1種		第2種		第3種		小計		(陸域)		(陸域)		(海域)		(海域)				
		国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	国有地	公有地	私有地	
鳥取県	144	25	5	22	16	472	740		55	16	477	817	5	20	12	21	641	854		
169						1,228													1,516	
(11.1)						(1.8)													(2.5)	(100)
兵庫県	1	272	158	83	97	8	650	1,675	852	2,100	8	1,585	3,872	2	10	153	11	1,867	4,183	
431						180													165	6,061
(7.1)						(3.0)													(2.7)	(100)
京都府				41	94	13	13	154	849	1	22	54	249	884	4	15	54	253	899	
						148													19	1,206
						(12.3)													(1.6)	(100)
計	1	416	183	41	182	132	37	1,276	3,264	853	2,177	78	2,311	5,573	7	34	180	86	2,761	5,936
600						355													221	8,783
(6.8)						(4.1)													(2.5)	(100)

2. 山陰海岸国立公園の概要

(1) 保護規制計画

名称	位置	区 域	区 域 の 概 略	面 積
竜 神 洞	鳥取県岩美郡岩美町地内	岩美郡岩美町大字大羽尾、大字牧谷の各一部	海食景観を代表する海岸線を呈しており、羽尾岬の先端には流紋岩質凝灰角礫岩に入った南北方向の断層に沿って海食が進行したといわれる海食洞（竜神洞）がある。洞内にはコキウカシラコウモリ（鳥取県・希絶滅危惧種）が生息しており、学術的にも価値の高い地域である。	18
浦 富 海 岸	鳥取県岩美郡岩美町地内	岩美郡岩美町大字網代、大字田後の各一部	方状節理の発達した花崗岩の海食景観を代表するものであり、傑出した海岸線を呈する。海食崖と海食洞は変化に富み、その海岸線は出入が多く、小浜湾や大小の島々がめまぐるしい程に展開する。明るいき彩の岩肌とよく澄んだ海水が美しく、クロマツと相まって『山陰松島』と称賛されてきた風景地である。	20
鳥 取 砂 丘	鳥取県鳥取市地内 鳥取県鳥取市福部町地内	鳥取市浜坂、福部町湯山の各一部	奥行きが深く、起伏に富んでおり、内陸的な砂丘景観を呈する、傑出した海岸砂丘である。海から石英砂が吹きあげられて堆積したもので、不規則に高低起伏が連なり、風紋、摺鉢等で代表される内陸的砂丘に特徴がある。また古砂丘に新砂丘が堆積する点や砂丘植物の群落が典型的に見られる点など、学術的に極めて重要である。	131
島しょ岩礁		海城の公園区域内の島しょ、及び岩礁の全部	海食による奇岩、怪岩も多く、岩上にはクロマツが生育する等、派手として優れた海岸景観を造り出している。	

種 別	位 置	第 1 種						第 2 種		第 3 種			
		区 域		面 積		区 域		面 積		区 域		面 積	
鳥取砂丘	鳥取県鳥取市地内 <p>〔近畿中国森林管理局 鳥取森林管理署管内〕</p>							鳥取市浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川、福部町湯山の各一部	810				
福 部	鳥取県鳥取市福部町地内									鳥取市福部町海士、細川の各一部	55		
驪 馳 山 海 岸	鳥取県鳥取市福部町地内 鳥取県岩美郡岩美町地内	鳥取市福部町岩戸の一部	20										
浦富海岸	鳥取県岩美郡岩美町地内	鳥取市福部町岩戸の一部	7	岩美郡岩美町大字網代、大字岩木、大字浦富、大字大谷、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後、大字牧谷の各一部	418								

ウ) 海城公園地区

名 称	位 置	区 域	地 区 の 概 略	面 積
浦 富 海 岸 海城公園地区	鳥取県岩美郡岩美町地内	岩美郡岩美町大字網代及び大字田後地先海面	本地区は、方状節理の発達した、花崗岩の海食地形からなるリアス海岸で、海上に大小の島しょや岩礁が散在している。海水は、対馬暖流の沿岸分岐流の勢力下であり、透明度は8～25mとなっている。海中景観は、海藻が主体で、ホンダウマ類、テングサ、ムクデノリ、フサイツツタ等が繁茂し、スズメダイ、メジナ等の魚類の群遊が見事である。	40.8
山陰海岸中部海城公園地区	鳥取県岩美郡岩美町地内	岩美郡岩美町大字網代、大字岩木、大字浦富、大字大羽尾、大字陸上、大字小羽尾、大字田後及び大字牧谷地先海面	香住海岸から浦富海岸にかけての地先海城は、岩礁及び海食海岸と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、スノーケリング、カヌー等のレクリエーションの場としても適している。	3,872.9 (兵庫県も含む)
山陰海岸西部海城公園地区	鳥取県鳥取市地内 鳥取県岩美郡岩美町地内	鳥取市大字浜坂、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山地先海面、岩美郡岩美町大字大谷地先海面	驪馳山から鳥取砂丘にかけての地先海城は海食海岸及び砂丘と一体となった優れた海上景観を形成するとともに、釣り、海水浴等のレクリエーションの場としても適している。	1,078.4

工) 普通地域

位 置	区 域	面 積	摘 要
陸 城	鳥取県岩美郡岩美町地内	岩美郡岩美町大字網代、大字大谷、大字大羽尾、大字田後の各一部	37
	鳥取県鳥取市福部町地内	鳥取市福部町岩戸の一部	0
海 城	鳥取県鳥取市地内 鳥取県岩美郡岩美町地内	鳥取市大字浜坂、賀露町、福部町海士、福部町岩戸、福部町細川及び福部町湯山の地先海面の一部	

(2) 利用施設計画

ア) 集団施設地区

番号	名称	位置	区 域	面 積	施 設 の 種 類	摘 要
3	鳥取砂丘	鳥取県鳥取市地内 鳥取県鳥取市福部町地内	鳥取県鳥取市 国有林鳥取森林管理署 1林班の一部 鳥取県鳥取市 浜坂の一部 鳥取県鳥取市福部町湯山の各一部	114.6	道路、駐車場、園地、野営場、宿舎、休憩所、索道運送施設、給排水施設、その他	一般計画 昭38.7.15決定 平2.4.6再検討 平8.12.25第1回点検
4	浦 富	鳥取県岩美郡岩美町地内	鳥取県岩美郡岩美町 大字浦富、大羽尾、小羽尾及び牧谷の各一部	75.3	道路、駐車場、宿舎、博物館展示施設、水泳場、その他	一般計画 昭38.7.15決定 平2.4.6再検討 平8.12.25第1回点検 平18.12.26第2回点検

イ) 単 独 施 設

番号	種 類	位 置	計 画 決 定
41	園 地	鳥取県岩美郡岩美町（沙吹岬）	昭38.7 計画決定
42	水 泳 場	” ” ” （東 浜）	”
43	展 望 施 設	” ” ” （田 後）	（田後休憩所の変更）
44	園 地	” ” ” （城 原）	昭46.1.22計画決定
45	水 旗 館	” ” ” （鴨ヶ磯）	”
46	水 泳 場	” ” ” （大 谷）	昭38.7 計画決定
47	宿 舎	鳥取県鳥取市福部町（細 川）	平 2.4 計画決定
48	水 泳 場	” ” ” （岩戸、細川）	昭38.7 計画決定
49	”	” ” ” （砂 丘）	平 2.4 計画決定
50	野 営 場	” ” ” （湯 山）	”
51	園 地	” ” ” （二ッ山）	昭38.7 計画決定
52	ゴ ル フ 場	鳥取県鳥取市（鳥取砂丘）	”

ウ) 道 路 （車道）

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	種 別	計 画 決 定
9	浜坂浦富線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（陸上・国立公園境界） 終点―鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界）） （起点―鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・国立公園境界） 終点―鳥取県岩美郡岩美町（浦富・国立公園境界））	沙 吹 岬 羽尾海岸 浦富海岸	一般国道	昭38.7 計画決定
10	羽尾岬線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（小羽尾・車道分岐点） 終点―鳥取県岩美郡岩美町（浦富集団施設地区境界））	羽 尾 岬		平2.4 計画決定
11	浦富網代線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（浦富・車道分岐点） 終点―鳥取県岩美郡岩美町（網代・国立公園境界））	浦富海岸	一般県道	昭40.8 計画決定
12	鳥取砂丘線	（起点―鳥取県鳥取市福部町（細川・国立公園境界） 終点―鳥取県鳥取市（浜坂・国立公園境界））	鳥取砂丘	一般国道 一般県道 市 道	昭38.7 計画決定 （浦富鳥取線及び鳥取砂丘線の変更）

工) 道 路 （歩道）

番号	路 線 名	区 間	主要経過地	計 画 決 定
14	中国自然歩道線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（大谷・国立公園境界） 終点― ” ” ” ” 鳥取市福部町（岩戸・国立公園境界）） （起点― ” ” ” ” （岩戸・国立公園境界） 終点― ” ” ” ” 鳥取市（浜坂・国立公園境界））	驪 馳 山 鳥 取 砂 丘	昭55.7 計画決定
15	驪 馳 山 線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（大谷・歩道分岐点） 終点― ” ” ” ” 鳥取市福部町（細川））	驪 馳 山	昭38.7 計画決定
16	鳥 取 砂 丘 線	（起点―鳥取県鳥取市（浜坂・車道合流点） 終点― ” ” ” ” （浜坂・車道分岐点））		平2.4 計画決定
17	近畿自然歩道線	（起点―鳥取県岩美郡岩美町（陸上） 終点― ” ” ” ” （陸上・国立公園境界）） （起点― ” ” ” ” （陸上・国立公園境界） 終点― ” ” ” ” （網代・国立公園境界））	浦富集団施設地区	平9.12 計画決定

オ) 運 輸 施 設

番号	種 類	位 置	又 は 区 間	主要経過地	計 画 決 定
8	係留施設	鳥取県鳥取市福部町（岩戸）			昭38.7 計画決定
9	索道運送施設	鳥取県鳥取市福部町（鳥取砂丘）			昭38.7 計画決定 （鳥取砂丘集団施設地区計画の振替）

3. 経 緯

年 月 日	告 示 番 号	内 容	備 考
昭和30年6月20日	厚生省告示第197.198号	国立公園指定及び公園計画の決定	
昭和38年7月15日	厚生省告示 第313号	国立公園指定	
同 上	” 第314号	国立公園指定解除	
同 上	” 第315号	公園計画の一部決定	
同 上	” 第316号	特別地域指定	
同 上	” 第317号	特別保護地区指定	
昭和40年8月30日	厚生省告示 第413号	公園計画の一部決定	
同 上	” 第414号	公園計画の一部変更	
昭和46年1月22日	厚生省告示 第12号	浦富海中公園地区指定	
昭和47年9月16日	環境庁告示 第15号	鳥取砂丘集団施設地区の詳細計画決定及び区域指定	
昭和55年7月23日	環境庁告示 第34号	公園計画の一部変更	
昭和59年1月6日		特定地域における特定行為の認定	
平成2年4月6日	環境庁告示第25号	公園区域の変更	} 公園計画の再検討
同 上	” 第26～28号	公園計画の一部変更	
同 上	” 第30号	浦富集団施設地区の詳細計画決定及び区域指定	
同 上	” 第31号	鳥取砂丘集団施設地区の区域変更	
平成2年12月1日	” 第103号	公園計画の一部変更	車馬等の乗入れ規制地域の指定―鳥取砂丘
平成8年12月25日	環境庁告示第80号	公園区域の変更	普通地域の海面区域を陸城に変更（網代漁港）
平成9年12月16日	環境庁告示第89号	公園計画の一部変更	近畿自然歩道区間延長（陸上 → 網代）
平成18年12月26日	環境省告示 第156号	公園区域の変更	} 鳥取砂丘、羽尾岬等の地種区分変更等
同 上	” 第157号	公園計画の一部変更	
同 上	” 第158号	特別地域の区域変更	
同 上	” 第159号	特別保護地区の区域変更	
同 上	” 第160号	集団施設地区の区域変更	
平成26年3月31日	環境省告示 第53号	公園区域の変更(第3回点検)	} 保護規制計画の変更(第3回点検)
同 上	” 第54号	海城公園地区の指定	
同 上	” 第55号	海城公園地区の区域変更	
同 上	” 第56号		

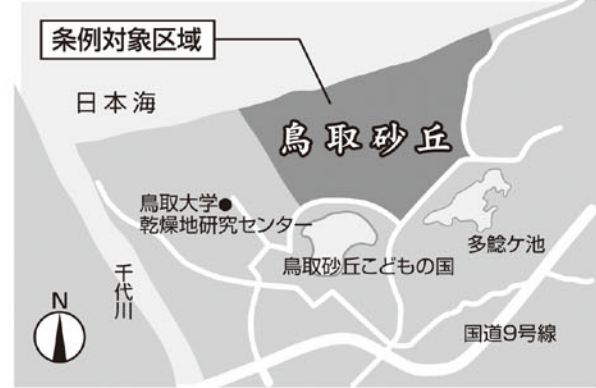
鳥取砂丘の利用にあたって

国立公園である鳥取砂丘は、我が国最大級の海岸砂丘であり、独特の地形や起伏に富んだ雄大な景観で知られ、固有の砂丘植物も自生するなど、貴重な自然を有する地域です。

この優れた自然環境を確実に次世代に引き継いでいくため、以下のルールをよく確認のうえ雄大な景観をお楽しみください。

【日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例】で禁止されている主な行為

- ◎ 砂上で落書き
- ◎ コルプの打ち放しや花火の発射等
- ◎ ゴミ（タバコの吸がら等）のポイ捨て
- ◎ 動物のふんの投棄
- ◎ 砂丘海浜での遊泳



- ◎ テントなどの仮設工作物の設置
- ◎ 看板やのぼりなどの広告物の掲出や設置
- ◎ 砂丘内の砂の持ち帰り
- ◎ 車両等の乗り入れ
- ◎ 拡声器等による著しい騒音の発生

【自然公園法】で許可が必要、又は禁止されている主な行為

違反者は「自然公園法」の規定により**6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金**、「日本一の鳥取砂丘を守り育てる条例」の規定により**5万円以下の過料**を科せられることがあります。